

## 水道料金のしくみについて

### 1 水道料金について

#### (1) 水道料金とは

水道料金は、水道事業者が提供する給水サービス（安全な水の供給）に対して、お客様（使用者）からいただく地方自治法上の「使用料」に当たり、その料金はできるだけ低廉かつ公平でなければなりません。また、料金の決定及び改定にあたっては、水道法に基づき厚生労働大臣（現行）への届出が必要となります。

#### (2) 水道事業の独立採算制

水道事業は、地方公営企業法を適用しており、受益者負担の原則に則った独立採算制を基本に水道料金を主たる財源として、経営するものとされています。

#### (3) 水道料金の設定について

受益者負担が原則である水道料金の設定の際には、地方公営企業法及び水道法において、

- ・公正妥当であること
  - ・能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすること
  - ・地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの
  - ・定率又は定額をもって明確に定められていること
  - ・特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
- などが求められています。

### 2 現在の水道料金

水道料金の改定の経緯			
本庄水道		児玉水道	
改定年月日等	主な内容	改定年月日等	主な内容
昭和 36 年 4 月 1 日	供用開始	昭和 6 年 1 月 1 日	供用開始
昭和 52 年 11 月 1 日	改定	昭和 43 年 4 月 1 日	改定
平成元年 4 月 1 日	消費税導入（3%）	昭和 44 年 4 月 1 日	改定
平成 7 年 1 月 1 日	料金の改定	昭和 46 年 7 月 1 日	改定
平成 10 年 4 月 1 日	消費税の改正（5%）	昭和 51 年 4 月 1 日	改定
		昭和 56 年 4 月 1 日	料金の改定
		昭和 58 年 10 月 1 日	料金の改定
		平成 17 年 4 月 1 日	超過料金の改定・消費税の転嫁
平成 21 年 4 月 1 日		合併後の料金改定	
平成 26 年 4 月 1 日		消費税の改正（8%）	
令和元年 4 月 1 日		消費税の改正（10%）	

別表第2(第26条関係)

用途		料率	基本料金(1月につき)		超過料金(1 m <sup>3</sup> につき)
			使用水量	料金	
一般用	13 mm	10 m <sup>3</sup> まで	680 円	10 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> までの分 105 円	
	20 mm (16 mmを含む。)	10 m <sup>3</sup> まで	990 円	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> までの分 125 円	
				50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分 150 円	
	25 mm	10 m <sup>3</sup> まで	1,120 円	100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> までの分 170 円	
	30 mm	10 m <sup>3</sup> まで	2,500 円	200 m <sup>3</sup> を超える分 190 円	
	40 mm	10 m <sup>3</sup> まで	5,000 円		
	50 mm	10 m <sup>3</sup> まで	7,500 円		
	75 mm	10 m <sup>3</sup> まで	12,500 円		
	100 mm	10 m <sup>3</sup> まで	18,750 円		
150 mm以上	10 m <sup>3</sup> まで	37,500 円			
集合用	13 mm	10 m <sup>3</sup> に世帯等の数を乗じて得た水量まで	680 円に世帯等の数を乗じて得た額	10 m <sup>3</sup> に世帯等の数を乗じて得た水量を超え 30 m <sup>3</sup> に世帯等の数を乗じて得た水量までの分 105 円	
	20 mm (16 mmを含む。)		990 円に世帯等の数を乗じて得た額	30 m <sup>3</sup> に世帯等の数を乗じて得た水量を超え 50 m <sup>3</sup> に世帯等の数を乗じて得た水量までの分 125 円	
	25 mm		1,120 円に世帯等の数を乗じて得た額	50 m <sup>3</sup> に世帯等の数を乗じて得た水量を超え 100 m <sup>3</sup> に世帯等の数を乗じて得た水量までの分 150 円 100 m <sup>3</sup> に世帯等の数を乗じて得た水量を超え 200 m <sup>3</sup> に世帯等の数を乗じて得た水量までの分 170 円 200 m <sup>3</sup> に世帯等の数を乗じて得た水量を超える分 190 円	
浴場営業用		100 m <sup>3</sup> まで	5,200 円	100 m <sup>3</sup> を超える分 70 円	

基本料金 使用水量にかかわらず定額を負担していただく料金

超過料金 使用水量に応じて負担していただく料金 (従量料金)

二部料金制 基本料金と従量料金からなる料金体系

基本水量 基本料金のみで負担で使用できる水量

口径別料金 水道メーターの口径の大小を基準にして、格差をつけている料金

ていぞう  
逦増制料金 使用水量が増えるほど 1 m<sup>3</sup>当たりの料金が段階的に高くなるもの

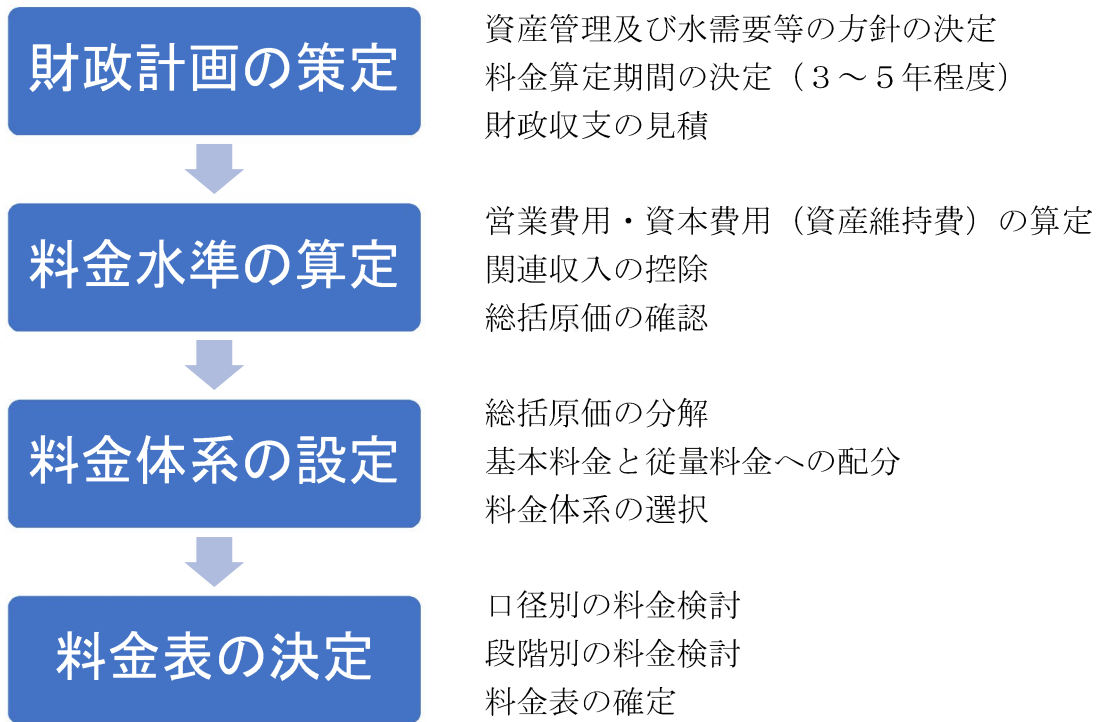
用途別料金 水の使用用途を基準にして、格差をつけている料金

集合用 集合住宅など 2 世帯等以上で使用する場合は料金

浴場営業用 一般公衆浴場の用に使用する場合は料金 (現在は適用なし)

### 3 水道料金の算定方法

具体的な水道料金の算定方法を示すものとして、公益社団法人日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」があります。



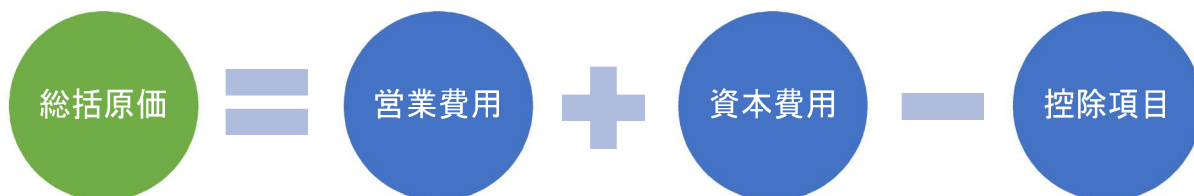
#### (1) 財政計画の策定

- ・収入や支出の見込みとなる給水人口や配水量などを推計します。
- ・推計をもとに施設の維持・更新・改良・廃止の計画を検討します。
- ・検討結果をもとに事業計画の期間等から料金の算定期間を決定します。
- ・算定期間における計画を実施した場合の収支を見積り、財政計画を策定します。

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
総合振興計画	総合振興計画 平成30年度～令和9年度 改定に向けた検討									次期総合振興計画					
水道事業ビジョン	水道事業ビジョン 平成30年度～令和11年度 改定に向けた検討										新水道事業ビジョン				
料金改定	現行料金						今回改定料金								

## (2) 料金水準の算定

- ・(1)の財政計画から、算定期間中の給水のために必要な費用を算出します。
- ・資産維持費における資産維持率を、施設の更新状況等を勘案して決定します。
- ・営業費用及び資本費用を算出し、総括原価(必要な料金総収入額)を確認します。

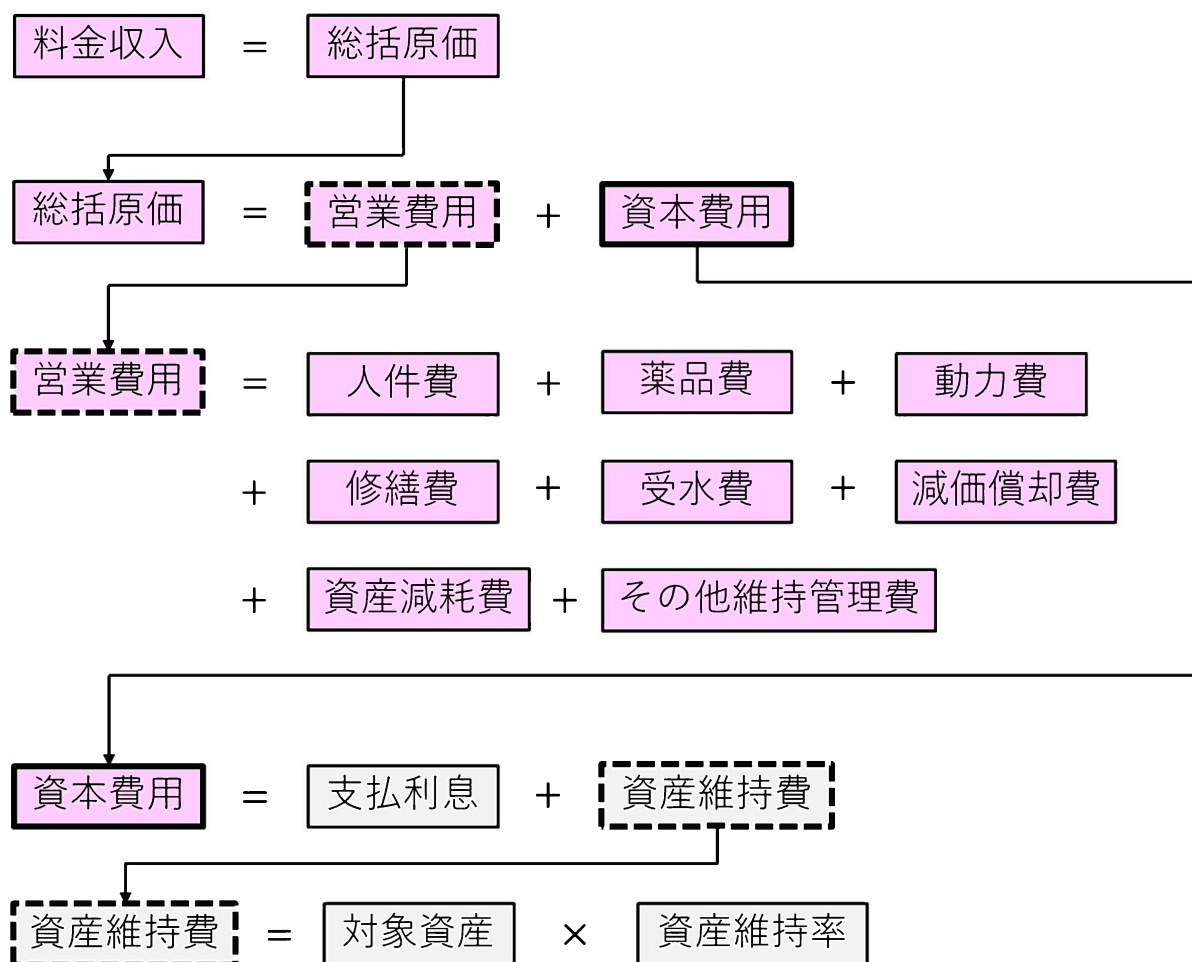


**営業費用** : 水道水の供給を維持管理するために必要な費用(人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他維持管理費)

**資本費用** : 事業運営のために必要な資金調達コスト(支払利息、資産維持費)

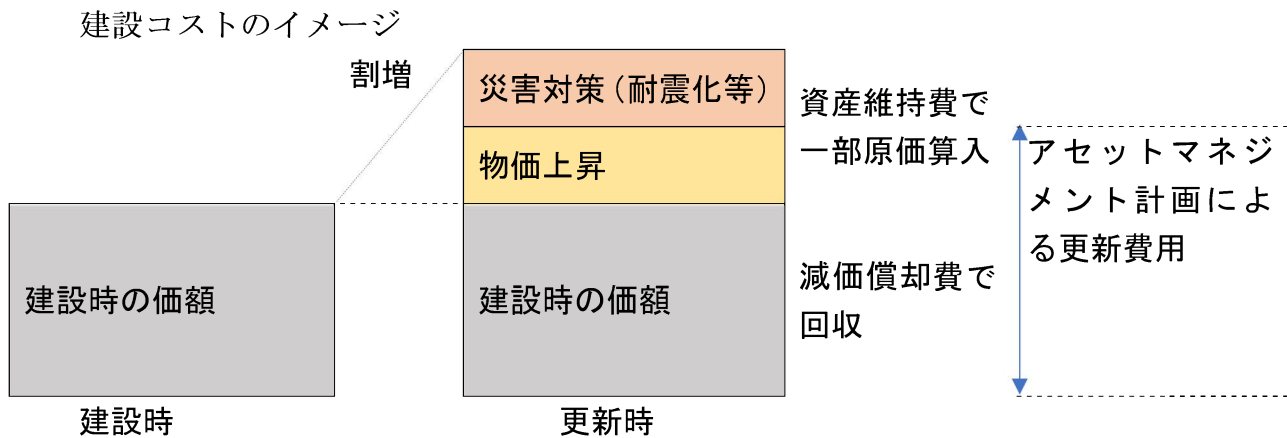
**控除額** : 手数料等の関連収入(設計審査手数料、竣工検査手数料、コピー代等)

**資産維持費** : 給水サービス水準の維持向上及び施設実態の維持のために、事業内に再投資されるべき額(建設改良費、企業債元金償還金)



**対象資産** : 将来的に維持すべき償却資産の平均残高(建物、構築物、機械及び装置等)

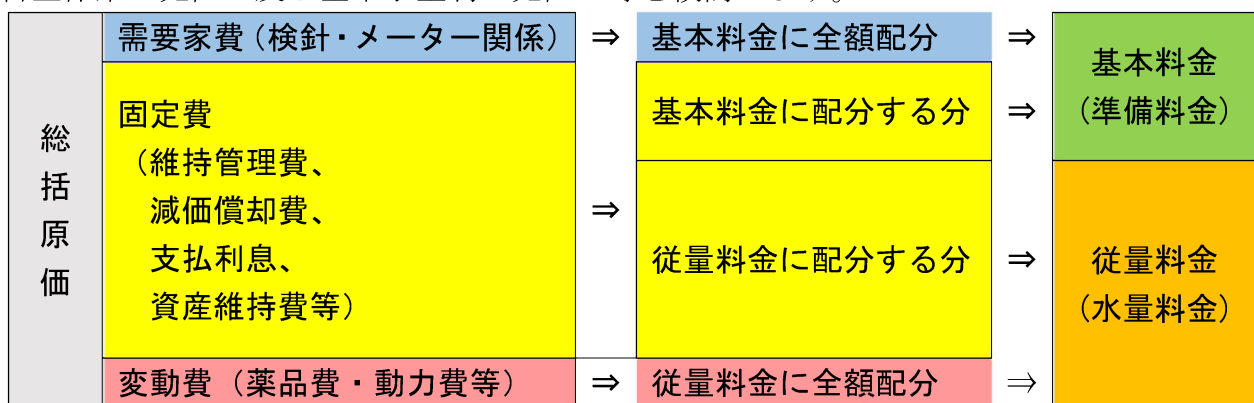
**資産維持率** : 物価上昇や災害対応などの償却資産の維持・改良に要する費用の割増率  
(3%が標準)



※現在と同じ施設を建設するのであれば、減価償却費による内部留保で賄うことが可能と考えられますが、実際は、建設時よりも材料価格や人件費等の物価が上昇したり、改良が必要なので、内部留保だけで賄うことは困難です。

### (3) 料金体系の設定

- ・(2) で算出した総括原価を性質に応じて分解します。
- ・需要家費、固定費、変動費の分解した原価を基本料金と従量料金に配分します。
- ・料金体系の見直し及び基本水量制の見直し等を検討します。



需要家費：需要家(使用者)の存在により発生する費用

固定費：水の使用量にかかわらず施設を維持するために固定的に発生する費用

変動費：水の使用量によって増減する費用

### (4) 料金表の決定

〈基本料金〉

- ・需要家費のうち、メーター関係の費用については、口径別に配賦します。
- ・固定費は、口径別の流量比や需要実態等を考慮して口径別に配賦します。

〈従量料金〉

- ・固定費は、給水量 1 m<sup>3</sup> 当たり均等に配賦します。
- ・変動費は、給水量 1 m<sup>3</sup> 当たり均等に配賦します。
- ・逓増制等の場合は、水量区画の区分を検討し、区分数を設定します。
- ・逓増度を設定し、区分別に配賦します。

水量区画：使用水量を一定の値ごとに区分するものです。(1～10 m<sup>3</sup>、11～30 m<sup>3</sup>等)

逓増度：最高の区分の単価÷最低の区分の単価

現行料金の逓増度  $190 \div (680 \div 10) = 2.79$

〈参考〉

前回改定時（H21）の検討資料（料金の配賦）

配賦原価の集計

	口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
準備料金	検針・集金関係費	153.34円	153.34円	153.34円	153.34円	153.34円	153.34円	153.34円	153.34円	153.34円
	量水器関係費	167.11円	317.52円	334.18円	484.34円	634.87円	3,008.24円	4,278.09円	4,775.1円	9,622.54円
	固定費	568.79円	862.8円	2,527.59円	1,914.47円	6,996.09円	13,476.51円	47,524.4円	52,862.39円	511,935.71円
	計	889.24円	1,333.66円	3,015.11円	2,552.15円	7,784.3円	16,638.08円	51,955.83円	57,790.83円	521,711.59円
	上記の補正	890円	1,330円	3,020円	2,550円	7,780円	16,640円	51,960円	57,790円	521,710円
水量料金	固定的経費	115.51円								
	変動費	16.13円								
	計	131.63円								
	上記の補正	132円								

現行料金

本庄地域	550円	800円	900円	2,000円	4,000円	6,000円	10,000円	15,000円	30,000円
児玉地域	1,200円	1,500円	2,000円	3,000円	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円	13,000円

## 4 料金改定における検討課題

### (1) 料金算定期間の設定

料金算定期間は、料金の安定性、期間的な負担の公平性、原価把握の妥当性から、概ね3～5年が基準とされています。料金の安定性、期間的な負担の公平性からより長期の5年を設定することが妥当と考えています。

### (2) 資産維持率の設定

資産維持率は、償却資産の維持・改良に要する費用として、3%が標準とされています。資産維持率が高いと総括原価が増加し、料金改定率が上昇します。しかしながら、災害対策には多額の費用がかかることから、施設の改良費用を考慮した資産維持率を設定する必要があると考えています。

### (3) 基本料金と従量料金の配分割合について

水道事業では、多くの事業者において二部料金制を採用していますが、本来は全額基本料金で回収すべき固定費について、基本料金が大幅に高額化してしまうことを避けて、大部分を従量料金で回収してきました。

今後は、水需要の減少に伴い、水道料金収入の内、基本料金に比べて従量料金が大きく減少すると想定されることから、従量料金で回収すべき固定費相当分の回収が困難となっていくことが見込まれます。

このため、基本料金と従量料金の収入割合（現状約3：7）について、基本料金の割合を増加する必要があります。

### (4) 逡増制の料金について

多くの事業者で採用されている逡増制料金は、生活用水の使用促進による公衆衛生の向上と大口需要者の需要抑制のため、小口需要者には、低額な単価設定を行う一方、大口需要者には高額な単価設定により多くの負担を求めてきました。

この制度は、水需要が右肩上がりでも水資源が不足していた時代には適応していましたが、水需要が減少傾向にある現状においては、需要の減少以上の速さで収入減を招き、固定費部分の回収ができなくなる恐れがあるなど、安定経営に資する料金体系ではなくなってきました。

このため、社会環境の変化（人口減による水需要の減少等）にも対応した、料金制度への見直し（逡増度の緩和）について、検討する必要があります。